

令和5年度宮城県介護特定技能外国人マッチング支援事業実施業務 委託仕様書

1 委託業務の名称

令和5年度宮城県介護特定技能外国人マッチング支援事業実施業務

2 委託期間

契約締結日から令和6年3月29日まで

3 委託業務の目的

本業務は、宮城県内に介護施設等を有する企業と宮城県内の介護施設等（以下「介護施設等」という。）で就労を希望する特定技能外国人を対象としたマッチング支援等を行うもの。

4 本業務の支援対象

(1) 介護施設等

県内に所在する介護保険指定事業所のうち、特定技能外国人の受入対象となっている介護施設等を対象とする。

(2) 特定技能外国人

(1)に掲げる施設への就労を希望する介護職種での特定技能試験に合格した特定技能外国人を対象とする。

5 委託業務の内容

(1) 事業説明会等による本事業の周知及び参加介護施設等の募集

イ 介護施設等を対象とした事業説明会を開催し、本事業の趣旨・目的に加え、事業の内容や具体的なスケジュール、特定技能外国人の受入れに必要な準備、費用負担等について説明すること。なお、説明会は2回以上開催すること。説明は初めて外国人を雇用する施設向けの内容とすることとし、その他必要な情報を盛り込む等工夫を行って構わない。

ロ 説明会の開催については、対面型及びオンライン型のいずれの方式での開催でも可とするが、可能な限り対面型により実施するものとし、必要な会場、必要な機材等は、受託者が手配・準備すること。

ハ 説明会開催に際しては、対象となる介護施設等に対し、開催案内を郵送する等、可能な限り広く説明会の実施について周知すること。なお、周知に際しては、多くの介護施設等が関心をもつような工夫をすること。

ニ 上記イの説明会后、本マッチング支援事業に参加する介護施設等の募集を行うこと。なお、本事業に参加する介護施設等は、県が別に定める事業参加に際しての同意事項を遵守するものとする。

ホ 上記ニの募集により、本事業への参加を希望する介護施設等における受入希望人数の総

数が20名を上回った場合において、一の応募者から、運営する複数の介護施設等について応募があった場合は、1企業当たり2施設程度を限度とする。また、選定に当たっては、外国人介護人材の受入れ実績のない介護施設等を優先するものとする。

へ 上記二の募集終了後、県が決定した介護施設等を対象とした説明会を開催し、外国人を受け入れる際の留意点等について説明すること。なお、実施回数は2回以上とする。

ト 上記イ及びへの説明会のほか、雇用の検討及び求人等にあたり、介護施設等が個別に相談できる窓口を設置すること。相談は、対面、電話または電子メール等により対応するものとし、介護施設等が相談しやすい体制とすること。

(2) 特定技能外国人の募集及び介護施設等への募集情報等の提供

イ 介護職種での特定技能試験に合格した特定技能外国人または近々合格する見込みのある外国人のうち、介護施設等への就労を希望する外国人を募集する。

ロ 募集対象は、介護施設等における外国人材の受入状況を鑑み、原則ベトナム、インドネシア及びミャンマー出身の外国人とするが、本事業に参加する介護施設等から希望があれば、出身国については柔軟に対応する。

ハ 特定技能外国人の募集にあたっては、(1)二で募集した介護施設等が示す雇用条件及び当該介護施設等が所在する地域や本県の魅力等についての発信・情報提供を十分に行うこと。

ニ 募集する特定技能外国人については、海外で実施した試験か、日本国内で実施した試験かを問わず、対象国の現地在住の外国人を対象とする。

ホ 募集する特定技能外国人の数は、介護施設等とのマッチングが成立する外国人数が20名となることを想定したものとし、就労期間中に、介護福祉士国家試験の受験を希望する者を優先する。なお、本事業への参加を希望する介護施設等における受入希望人数の総数が20名を上回った場合の取扱いについては、(1)ホのとおりとする。

へ 募集した特定技能外国人と、(1)二で募集した介護施設等との面接会を開催する。

ト 面接会については、対面型、オンライン型のいずれの方式での開催でも可とするが、必要な会場、必要な機材等は、受託者が手配・準備する。

チ 本事業に参加する介護施設等に対して、マッチングに際して生ずる経費（現地面接会参加に係る費用やマッチング成立時における人材紹介料等）及び特定技能外国人の受入れに際して生ずる経費（入国手続きに係る書類作成費、渡航費、ビザ申請費、登録支援機関費用、給与等）を負担することについて、(1)イ及びへの説明会において説明すること。

(3) 登録支援機関の介護施設等への情報提供等

イ 特定技能外国人の受入れに際して、本事業に参加する介護施設等に対し、介護施設等と特定技能外国人の雇用に関する手続き等を代理する登録支援機関を紹介すること。ただし、特定技能外国人の受入れ実績がある等の理由により、登録支援機関の代行又は紹介が不要な場合を除く。

ロ 上記イの紹介にあたり、介護施設等から相談があった場合には、介護施設等の求めている

る内容に応じて登録支援機関の特色等について説明すること。

(4) マッチングの成立した特定技能外国人及び受入介護施設等への支援

イ マッチングの成立した特定技能外国人を対象に、特定技能外国人の入国後、宮城県産の食材等を支給すること。なお、支給品の内容及び数量等については、県と協議の上決定すること。

ロ マッチングの成立した介護施設等を対象に、特定技能外国人の受入に際しての対面又はオンラインによる研修等の実施による受入支援を行うこと。

(5) その他

イ 特定技能外国人の介護施設等での就労開始後、事業取組に係る広報紙の作成・県内介護施設等への配布等を行い、次期マッチング支援事業実施に向けた普及啓発を図ること。

ロ 各種セミナーの実施や事前打ち合わせ、日程や会場の調整・手配、募集チラシの作成及び開催周知等、本委託業務の実施に必要な諸手続きを行うほか、外国人介護人材雇用に向けた課題等を把握し、当該情報を県に提供すること。

ハ 業務の実施状況について、月末時点の状況を速やかに県に報告すること。

6 業務報告及び成果品

(1) 業務完了報告書

受注者は、委託業務を完了したときは、委託期間中に実施した全ての業務について、遅滞なく、以下の内容を掲載した業務完了報告書を作成し、発注者に提出すること。

イ 本事業に参加した特定技能外国人の就職者数及び属性（国籍、年齢、性別、日本語能力、企業名等）

ロ 本事業に参加した企業数、企業名

ハ 業務の実施状況、実績、得られた知見

(2) 成果品

受注者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該目的物（紙媒体1部及び電子媒体（CD-R又はDVD-R）1枚）を発注者に引き渡すこと。

7 個人情報の保護

受注者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、宮城県個人情報保護条例（平成8年宮城県条例第27号）を遵守しなければならない。

8 その他

(1) 受注者は、県内に事業所を有することを条件とし、本委託業務の実施に当たり、発注者と十分な連絡調整を図ること。

(2) 受注者はやむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合には、予め発注者と協議すること。

(3) 上記5に記載の業務内容は、職業紹介事業に該当するものではないが、募集情報等提供事

業に該当するため、受注者は、事業開始時までに職業安定法（昭和22年法律第141号）に基づく届出を行うこと。

(4) 現地におけるサポートについて、再委託を行う場合は、再委託の相手先毎に、相手方名及び再委託を行う業務の内容、再委託の予定金額及び再委託を行う理由を記載した文書を発注者に提出し、承認を得ること。

(5) 本事業のスケジュールは下記のとおりを予定していることから、受注者の責めに帰さない事由を除いては、スケジュールを遵守して履行すること。スケジュール遵守が困難な場合は発注者と協議し、契約期間内に事業を完了できるよう調整すること。

<スケジュール（予定）>

	県内	現地
令和5年6月上旬	介護施設等向け説明会① ※多くの介護施設等に事業が周知されるよう、6月の開催を1回目とし、同年度内において複数回開催されることが望ましい。	
6月～8月	参加施設等の募集 ※上記説明会の開催に併せ、複数回募集する。	参加希望特定技能外国人の募集 ※応募対象国は、ベトナム、インドネシア、ミャンマーを原則とするが、応募介護施設等の希望に応じて、上記3か国以外も対象として構わない。 ※募集時には、本県介護施設等が示すおおよその雇用条件及び当該施設が所在する地域や本県の魅力等についての発信を行うこと。
<応募後、随時>	面接を希望する特定技能外国人の選定	面接を希望する介護施設等の選定
<応募後、随時>	介護施設等向け説明会② ※県が決定した介護施設等を対象に、外国人を受け入れる際の留意点等について説明する。	

	※上記募集に併せ、複数回開催する。	
<応募後, 随時>	求人に向けた準備	
8月～10月	面接等実施, 合格者決定, 雇用契約締結 ※マッチングの成立した外国人数が20名に達した時点で, 上記スケジュールよりも前倒しで募集等は終了する。 上記募集スケジュールで20名に達しない場合には, 介護施設等での外国人の受入開始が3月29日までの期限内で, 募集を継続する。 ※面接対象施設, 面接対象者, 面接日時が調整され次第, 随時実施する。	
10月～2月	マッチングの成立した介護施設等向けオンライン研修	特定技能外国人の入国手続き
1月～3月	特定技能外国人の施設等での受入・就労開始	特定技能外国人の入国

(6) 本仕様書に定めのない事項については, 発注者と受注者の間でその都度協議して決定するものとする。

(7) 本事業に係る一切の費用は契約金額に含むものとする。